

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

[科学技術研究調査]

第 40 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 8 日（木） 15:00～17:10
- 2 場 所 経済産業省別館 104 号会議室
- 3 出席者
- （部 会 長） 廣松毅
- （委 員） 北村行伸、西郷浩
- （専門委員） 家泰弘、鷲谷いづみ
- （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
- （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課：栗田課長 ほか
- （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官
ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について、調査実施者から科学技術研究調査（以下「本調査」という。）の変更案について説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 調査計画の変更について」のうち、「(1) 報告を求める事項」及び「(2) 集計事項」の変更計画（案）については適当と判断された。
なお、委員及び専門委員からの質問事項のうち、回答が積み残しとなった案件（①諸外国における「研究関係従事者」の把握方法、②「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」の回答方法、③研究従業者数等における「うち女性」の把握の必要性）については次回部会において、調査実施者から報告が行われることとされた。
その際、「調査票記入上の注意」等を資料として添付し、審議することとされた。
- また、調査実施者から OECD へのデータの提供状況について、平成 23 年度の諮問・答申時から改善が図られた旨、報告があった。
委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 報告を求める事項

ア 変更事項 1

- ・ 「営業利益高」については、報告者が回答したがらない項目であり、削除することはよいと考える。なお、そもそも当該項目を把握する目的は何だったのか。
← 本調査項目は、昭和 28 年の調査実施当初から把握しており、当時の状況は不明である。企業にとって忌避感が強く、政策ニーズも確認できず、相対的に把握の必要性が低下したため、削除したいと考えている。

イ 変更事項 2

- ・ 今回、「主に研究に従事する者」を「専ら研究に従事する者」に変更することとして

いるが、フラスカチ・マニュアルではどのように記述しているか。「専ら研究に従事する者」とは研究に従事した割合が50パーセント以上の者をいうのか、ほぼ100パーセントに従事している者のことを言うのか。

←フラスカチ・マニュアルでは当該部分の記述はない。なお、「専ら研究に従事する者」とは研究に100パーセントに従事している者を想定しており、今回の文言の変更で趣旨が明確になるものとする。

- ・ 今回の用語の変更で、これまで「主に研究に従事する者」に計上されていた研究者が「研究を兼務する者」に移行することはないか。また、企業における専従換算率はどの程度か。
 - ← 報告者にヒアリングをしたところ、移行する可能性は小さいと考えている。なお、企業における専従換算率は約90パーセントである。
- ・ 結果を公表する際に、用語を英訳をすることがあるかと考えるが、「主に」から「専ら」に変更することでどのような単語を充てるのか検討しているか。
 - ← 今後、適切な英訳となるよう検討することとしたい。
- ・ 諸外国ではどのように調査しているか。「主に」もしくは「専ら」についてどのような単語を用いているのか。
- ・ 次回までに諸外国の事例を確認していただきたい。
- ・ 「研究を兼務する者」において「実際に研究関係業務に従事した割合である分した値」を回答した際に、この者が研究関係業務以外の業務に従事した分の値は他の区分の方で計上するのか。
- ・ 調査実施者で整理の上、次回部会でご報告いただきたい。
- ・ 講義専門の非常勤教職員は、「研究以外の業務に従事する従業者」に含まれるとのことであるが、当該区分において、内数として女性を把握する必要はないのか。
- ・ 他の統計調査との関連を含め、調査実施者で状況を確認いただきたい。

ウ 変更事項3

- ・ 男女共同参画が重要視される中、調査項目（うち女性）の追加は、それに答えるものである。
- ・ 「新規採用者」と「転入研究者」の違いは何か。
 - ← 過去1年間、正規職員としての前歴があれば「転入」、なければ「新規」としている。
- ・ 調査票丙（大学等）では博士課程の大学院生は研究者に計上されるが、博士課程の大学院生が企業に研究者として就職した場合、「新規」に計上されるのか、「転入」に計上されるのか。

エ 変更事項4

- ・ 「有形固定資産の購入費」には内訳項目として「その他の有形固定資産」が設定されているが、「無形固定資産の購入費」には内訳項目として「その他の無形固定資産」は設定されていない。両者で扱いが違う理由は何か。
 - ← 有形固定資産の中には、建設仮勘定等、報告者にとって判断に迷う項目があることから、「その他の有形固定資産」の中で回答することにより、回答を得られやすくするとともに、審査の過程で回答誤り等が確認できるようにしている。

- ・ 研究開発の場合、「無形固定資産の購入費」の中には、「特許権」の割合も大きいと考えるが、今回も把握しないのは必要性がないということか。
← ソフトウェアが大部分を占めるのではないかと想定している。
- ・ 2008SNA への対応の検討を進めていく中で「R&Dの資本化」はインパクトの大きいものであり、できるだけ精度の高いデータが必要と考えている。今回の変更はより正確なR&D産出の把握に資するものとする。
- ・ 「無形固定資産の購入費」の内訳項目については、今後、更に設定の必要性が生じてきた場合に追加を検討していただきたい。今回の見直しは、SNAの「R&Dの資本化」にも対応しているため、適切な見直しと考える。

オ 変更事項 5

- ・ 公的機関でも外国でもない機関の扱いで報告者の回答に問題が生じていないか。
← 現行の区分で特段の問題は生じていない。

カ 変更事項 6

- ・ 研究員の把握について、無給の者を含めるのかといった点で報告者との間で紛れが生じているのではないかと指摘があるが、それに対してはどのように対応するのか。
← 御指摘の内容を踏まえ、「調査票記入上の注意」等で紛れが生じないように整理させていただきたい。
- ・ 報告者に誤解が生じないように整理いただきたい。

(2) 集計事項、OECDへのデータ提供状況及びOECDの公表状況 (特段の意見なし)

6 次回予定

次回は、平成 25 年 11 月 28 日（木）15 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。